

令和5年度 事業計画

建設業労働災害防止協会

— 目 次 —

I	令和5年度事業運営の基本方針	1
1	建設業における労働災害の現状と課題	1
2	建災防を取り巻く環境と課題	1
3	事業運営の基本方針	2
II	主要事業の概要と活動計画	5
1	教育事業	5
2	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業	7
3	安全衛生意識の高揚並びに安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進	8
4	安全衛生教育用教材・用品の新規開発等と販売体制のICT化の推進	10
5	調査研究（開発）事業	10
6	専門家による技術指導・支援事業	11
7	中小専門工事業者の安全衛生支援事業	11
8	ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業	12
9	高度安全機械等導入支援補助金事業	12
10	自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業	12
11	建設業における化学物質のばく露防止対策事業	12
12	その他	13
III	効率的事業運営体制の整備等	15
1	体制の整備	15
2	事業の効率的運営	15
3	業務実績評価を踏まえた事業の改善等	15
4	内部監査	16
5	個人情報保護に関するコンプライアンス等	16
6	業務のデジタル化（ICT化）の推進及び情報セキュリティ対策の強化	16
参考	令和5年度 主要行事予定表	18
	支部事業計画	19

I 令和5年度事業運営の基本方針

1 建設業における労働災害の現状と課題

近年、建設業を取り巻く環境は、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、様々な課題が山積する状況にある。また、地球温暖化の影響から台風や集中豪雨による大規模な被害が各地で頻発しており、被災地域での迅速な道路の啓開や復旧・復興工事、あるいは防災・減災のための工事やライフラインの点検、整備など、建設業が担う役割は一層重要なものとなっている。

このような状況下において、令和4年の建設業における死亡災害は、281人と前年比+3人(+1.1%)と増加し、全産業に占める割合も35.7%から36.3%と増加した。

一方、休業4日以上死傷災害は14,539人と前年比-387人(-2.6%)と減少した。

建設業における労働災害を減少させ、建設業が今後とも健全に発展を続けていくためにも、従来からの労働災害防止対策に加えて、ICTの工事現場への更なる導入、職場環境の変化や技術の多様化に対応するための調査研究や安全衛生意識の共有化など、安全衛生水準の向上を図る取組とともに、働き方改革が進展する中で、労働者の心身の健康を確保する観点から工事現場におけるメンタルヘルス対策の推進等、社会の要請に応えていく必要がある。

さらに、近年、大雨等による自然災害が多く発生していることから、復旧・復興等工事における安全衛生確保に向けた労働災害防止対策の一層の徹底を図ることが求められる。

2 建災防を取り巻く環境と課題

平成4年から平成22年まで減少を続けた建設投資額は、平成23年度から増加傾向にあるものの、建災防の会員数については、平成8年の76,073会員をピークにその後減少傾向で推移している。

今後とも、建災防が先頭に立ち、建設業における労働災害を減少させるためにも、労働災害防止の効果等のメリットを会員が実感できるよう、会員サービスの充実及び公共工事の発注者等による安全衛生活動の評価拡大を図ることにより、中小零細事業者の会員加入を促進し、より多くの事業者に参加意識を促して行くことが不可欠である。

また、建災防が自律性を維持し、建設業における労働災害防止活動を積極的に進める基盤を確保するには、安定的な財源を確保していくことが必要である。そのためには、教育研修講座の新たな展開や教材の開発、業界のニーズに即した新規事業の展開、さらに建設業労働安全衛生マネジメントシステム（以下「コスモス」という。）認定事業の一層の推進等について、本部と支部が引き続き連携を強化する。併せて、本部と支部（分会を含む。）を挙げて適正な経理処理を進めることが必要である。

なお、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）では、国が策定した

「第 14 次労働災害防止計画（計画期間：2023 年度～2027 年度）」（以下「14 次防」という。）を踏まえ、令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間とする「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第 9 次建設業労働災害防止 5 か年計画）」（以下「第 9 次計画」という。）を策定したところである。同計画では

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第 8 次建設業労働災害防止 5 か年計画）」（以下「第 8 次計画」という。）の計画期間の平均発生件数に対して 15%以上減少させる。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の発生件数を、「第 8 次計画」の計画期間中の平均発生件数に対して 15%以上減少させる。
- ③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和 4 年の発生件数（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）に対して、5%減少させる。
- ④ 60 歳以上の死傷千人率を令和 4 年と比較して令和 9 年度までに減少させることを目標に掲げているところであり、初年度から当該目標達成に向けて積極的に事業展開を図る必要がある。

3 事業運営の基本方針

本年度は、国が策定した 14 次防を踏まえて建災防が策定した第 9 次計画の初年度であり、同計画の目標達成に向け、以下の事項を重点として積極的な事業運営に取り組むこととする。

(1)教育事業の推進

本年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に十分に配慮したうえで、教育事業の推進を図る。

また、会員等からの受講ニーズ並びに関係行政機関からの要請に的確に応えるため「石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座」をはじめとする各種の講師養成講座、企業内の管理者の育成及び支部に対する各種技能講習等の実施体制の支援を行う。

(2)建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の展開

コスモスについては、認定事業場の死傷者総数減少指数が建設業全体より 20.0 ポイントも減少効果が大いことや公共工事発注者の評価・優遇措置があること等に関して、専門工事業者を含めた建設事業者や公共工事発注機関等に対して広く周知することにより、コスモスの普及・促進及びコスモス認定事業場の拡大を図る。

また、中小規模の建設事業者にコスモス導入を促進するため、中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及拡大を図る。

(3)安全衛生意識の高揚並びに安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進

安全衛生管理等のノウハウや最新情報を共有し、安全衛生水準の向上、安全衛生意識の高揚を図るため、全国建設業労働災害防止大会（以下「全国大会」という。）を開催するとともに、地域ごとに開催される支部主催の労働災害防止大会や会員企業等が開催する安全衛生大会等の安全衛生活動を積極的に推進する。

また、安全衛生水準の向上を図るため、本年度に変更予定の建設業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）、本年度が初年度となる第 9 次計画及び当計画の目標達成に向けた「令和 5 年度建設業労働災害防止対策実施事項」（以下「5 年度実施

事項」という。)の周知を徹底する。

さらに、全国安全週間や全国労働衛生週間等の各強調期間においては、会員等が期間中に行う安全衛生活動を取りまとめた実施要領等を作成し、周知を図る。

加えて、近年のデジタル化の進展を踏まえ、安全衛生管理ノウハウ等の提供・発信方法等広報活動について検討を行う。

(4)安全衛生教育用教材・用品の新規開発等と販売体制の ICT 化の推進

建設業界のニーズ、法令改正等に対応した、わかりやすく、使いやすい安全衛生教育用教材・用品や講師用補助教材を新たに開発し、既存のものについても法令の改正や環境の変化に適合するよう迅速に改定を進める。

また、本年度から稼働予定の「図書・用品販売 EC サイト」の円滑な運用を図る。

(5)建設業における労働災害防止のための調査研究・開発

建設産業を取り巻く環境の変化に対応した安全衛生活動を推進し、建設工事従事者が働きがいをもって入職できる安心・安全な就労環境を確保するため、行政機関（厚生労働省）の動きや建設業界のニーズ、建設業における DX の状況等を踏まえ、安全衛生水準の向上に資する調査研究・開発を実施する。

特に、中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策、墜落・転落防止対策に関する調査研究事業に重点的に取り組む。

(6)専門家による技術指導・支援

全国安全週間等の各強調期間及び「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」等の安全衛生活動を踏まえ、中小建設事業者を重点対象として、安全・衛生管理士による技術指導や支援及び安全指導者による安全パトロール等を実施する。安全・衛生管理士による技術指導に当たっては、第9次計画や本年度に変更予定の災防規程、法令等の改正内容など最新情報の提供、助言指導などを行えるよう、活動の活性化を図る。

また、建設現場でのメンタルヘルス対策として、中小規模事業場に対して建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる研修会や指導等を実施する。

(7)中小専門工事業者の安全衛生支援事業

労働災害発生の一層の減少が必要な専門工事業者及び中小建設事業者の安全衛生活動の活性化のため、専門工事業者等を会員とする団体や行政機関（厚生労働省）と連携し、支部を通じて専門工事業者等の自発的な安全衛生活動を積極的に推進させるための技術的な支援等を実施する。

(8)ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業

平成 31 年 3 月に稼働したずい道等建設労働者健康情報管理システム（以下「ずい道システム」という。）について、令和 5 年度末の機器更新等のシステム更改を確実に実施する。

また、事業場情報及びずい道等建設労働者の健康診断情報は順調に増加しているが、元請や専門工事業者への継続的なアプローチを進めるとともに、業界紙等に広告を掲載する等周知啓発に積極的に取り組み、さらなる情報等の登録の促進を図る。

(9)高度安全機械等導入支援補助金事業

国（厚生労働省）では、令和4年度より、車両系建設機械等に関して、危険な作業を無人化するシステム、機械等（高度安全機械等）を導入する中小企業事業者に対し、その経費の一部を補助する「高度安全機械等導入支援補助金事業」を実施している。令和5年度は、申請期間を大幅に延長し、より一層の導入支援補助金事業の推進を図る。

(10)自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

自然災害からの復旧・復興工事や防災減災工事における労働災害防止対策の徹底を図るため、全国的に現場指導や安全衛生教育等を実施する。

(11)建設業における化学物質のばく露防止対策事業

化学物質の自律的管理への動きを踏まえ、現場のばく露実態による保護具の選定、作業員教育等、現場で活用できる代表的な作業別のマニュアル等の作成及び普及を図る。

(12)その他

諸外国の安全衛生情報を収集するとともに国際協力を推進する。

また、厚生労働省の依頼を受け「安全優良職長厚生労働大臣顕彰者」の推薦等を行う。

II 主要事業の概要と活動計画

1 教育事業

本部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底するとの観点から、特に受講者の着席間隔を空けることに伴って受講定員を減じなければならなくなるものの、受講希望者の受講機会を失わせることがないように、受講ニーズに応じるためWEB会議システムを利用したサテライト方式によるオンライン教育の導入又は講習会場を広い会場へ変更することにより、受講機会の確保を図る。また、企業からのオンライン教育の要請にも積極的に対応する。

支部では、受講ニーズを踏まえ、一般又は一戸建て等の「建築物石綿含有建材調査者講習」を関係行政機関と連携を図りつつ開催するとともに、労働安全衛生関係法令に定められている各種技能講習や特別教育等を開催する。特に「石綿作業主任者技能講習」については、本部から講義を支部講習会場にライブ配信するオンライン教育を導入し、本部と支部の緊密な連携の下でより受講機会を増加させることにより受講ニーズにも対応する。

建設業安全衛生教育センターでは、建設業界の動向や国の施策に沿って、「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（新 CFT 講座）」及び「ずい道等救護技術管理者研修」を軸とした講座を開催する。また、米海軍極東施設技術部隊からの要請を踏まえて開催している、米軍基地内で建設工事を行う場合に必要な「現場安全衛生担当責任者：SSH0」の資格を取得するための建設技術者安全衛生管理講座である「所長コース」や「工事主任コース」と5年再教育講座の「SSH0 リフレッシュコース」、その他「墜落保護担当責任者（CP）コース」についても開催する。

さらに、企業からの要請による講座の開催にも対応する。

(1)本部教育推進部で実施する講座

① 教育講座数

支部及び各企業等が実施する各種教育研修のための講師養成講座を開催し、講師として特別教育等を効果的に行うための技法や講師として必要な知識等を付与する。

令和5年度 本部教育推進部で実施する教育講座		
17 講座	44 回	1,882 名

ア 特別教育の講師養成講座

- (ア) アーク溶接等特別教育講師養成講座
- (イ) 足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座
- (ウ) 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座
- (エ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座
- (オ) 自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座
- (カ) 低圧電気取扱い業務従事者特別教育講師養成講座
- (キ) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座
- (ク) 巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座
- (ケ) ローラー特別教育講師養成講座

イ 特別教育に準じた教育の講師養成講座等

- (ア) チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習
- (イ) 丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座
- (ウ) 有機溶剤業務管理者講習
- ウ 通達に基づく教育の講師養成講座
 - 建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座
- エ その他の講師養成講座等
 - (ア) 建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座
 - (イ) 建設工場の職場環境改善実施担当者講習講師養成講座
 - (ウ) 現場管理者統括管理講習講師養成講座
 - (エ) 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習要点説明会＜支部対象＞

② 支部教育事業の支援

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」に係る実施要領、講師用指導要領、講師用視聴覚教材（パワーポイント）及び修了試験問題集を作成し、講習の実施体制を構築する。

また、「工作物石綿事前調査者講習」について、実施要領を策定する。

さらに、支部が実施する技能講習等の実施状況を踏まえ、必要に応じて指導要領や試験問題等の充実を図るとともに、支部の運営状況等について本部監査、指導を行い、より質の高い教育が提供できるよう支援する。

（対象）9支部程度

(2)建設業安全衛生教育センターで実施する講座

① 教育講座数

企業における安全衛生管理に必要な人材の育成の場として、国家資格取得のための教育講座や企業内の安全衛生担当者向け教育講座等を開催する。

令和5年度 教育センターで実施する教育講座		
20 講座	91 回	1,350 名

- ア ずい道等救護技術管理者研修
- イ 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座
 - (ア) 新CFT講座（4日間コース）
 - (イ) 新CFT講座（5日間コース）
 - (ウ) 新CFT講座（5日間コース・大阪）
- ウ 建設業安全衛生管理専門講座（総合工事業者店社安全衛生スタッフコース）
- エ 建設技術者安全衛生管理講座
 - (ア) 所長コース（SSH0資格認定講座）
 - (イ) 工事主任コース（SSH0資格認定講座）
 - (ウ) 工事主任コース（SSH0資格認定講座）（横須賀・福岡）
 - (エ) SSH0リフレッシャーコース（5年再教育講座）
 - (オ) SSH0リフレッシャーコース（5年再教育講座）（横須賀・福岡）
 - (カ) 墜落保護担当責任者（CP）コース
- オ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム研修講座（COHSMS講座）

- (ア) 構築・認定担当者研修講座
- (イ) 内部システム監査担当者研修講座
- カ 建設技術者安全衛生講座（工事計画参画者コース）
 - (ア) 鋼橋架設工事コース
 - (イ) 地山の掘削工事コース
 - (ウ) ビル建築工事コース
 - (エ) 圧気工事コース
 - (オ) トンネル工事コース
 - (カ) PC 橋架設工事コース
- キ 再圧室操作業務従事者特別教育指導員（インストラクター）講座
- ク 建設業労働衛生管理講座（粉じん対策・インストラクターコース）
- ケ 労働安全衛生関係法令講座
- コ 技能講習講師レベルアップ講座＜支部対象＞
 - (ア) 地山の掘削及び土止め支保工講師レベルアップ講座
 - (イ) 足場の組立て等講師レベルアップ講座
 - (ウ) 型枠支保工の組立て等講師レベルアップ講座
- サ 建設従事者教育講師養成講座＜支部対象＞

2 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業

労働災害の防止は、経営トップのリーダーシップの下に、従業員等の関係者が一体となって安全衛生管理を組織的かつ計画的に推進する「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」（「コスモスガイドライン」）に基づくコスモスを構築し、これを運用することが最も効果的であることから、その普及・促進を図る。

(1) コスモス普及・促進事業

① コスモス構築等の支援サービスの実施等

個々の企業に応じたコスモスシステムマニュアルの作成など個別の相談への対応や、コスモスの構築、運用への支援、システムに係る教育・講演等、建設事業場のシステムに係る個別ニーズに対応した専門・具体的な支援サービスなど、懇切丁寧な対応を行う。

また、会員や発注機関等に対して、案内リーフレット、コスモス認定に係るパンフレット等を配布することより、コスモスの普及・促進を図る。

② コスモス説明会の実施

コスモスの必要性、周知・啓発を図るため、ニューコスモス及びコンパクトコスモスの内容等について解説する「コスモス説明会」を、支部との連携を図りながら建設事業場、公共工事発注機関等を対象として実施する。

③ 国際標準化の情報収集

（一社）日本規格協会国内委員会への参画等を通じて、労働安全衛生マネジメントシステムに関連する国際標準化の情報収集を行う。

(2) コスモス認定事業

コスモスの導入による認定申請を行う建設事業者については、調査の資格を有する評価者による書面調査、実地調査等を適正に実施する。その結果については外部

委員による認定審査会に諮り、コスモス認定の可否を決定するなど厳正な認定審査を行う。

3 安全衛生意識の高揚並びに安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進

安全衛生管理等のノウハウや最新情報を共有し、安全衛生水準の向上、安全衛生意識の高揚を図るため、本年度は広島市において第60回全国大会を開催する。

また、防災規程、第9次計画、各年度実施事項、各強調期間の実施要領、広報誌「建設と安全」及び墜落・転落災害撲滅キャンペーン等については、印刷物を提供するとともに電子データを本部ホームページに掲載し、広く周知を図る。

さらに、近年のデジタル化の進展を踏まえ、安全衛生管理ノウハウ等の提供・発信方法等について検討を行う。

(1)全国大会の開催

① 第60回全国大会（広島大会）の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底した現地開催と総合集会・専門部会のオンライン配信を約1か月間行うハイブリッド方式による全国大会を開催する。

ア 準備

(ア) 式典部会、専門部会（建築部会、土木部会、安全衛生教育部会、低層住宅部会、ICT部会、コスモス部会、メンタルヘルス部会）を設置し、必要に応じて部会毎に委員会を開催する。 委員会開催 20回

(イ) 合同実行委員会 委員会開催 1回

イ 周知

(ア) 広報誌への掲載 4回

(イ) リーフレット（2種）の作成・配布 135,000枚

(ウ) ポスターの作成・配布 250枚

(エ) 案内書の作成・配布 67,500枚

(オ) 本部ホームページに掲載

ウ 概要

(ア) 総合集会

令和5年10月5日（木）広島県立総合体育館（大アリーナ）

安全衛生表彰委員会及び顕彰基金運営委員会において選出された個人・企業・団体に対する表彰・顕彰、安全の誓い、講演等

(イ) 専門部会

令和5年10月6日（金）広島国際会議場 他

建築部会、土木部会、安全衛生教育部会、低層住宅部会、ICT部会、コスモス部会及びメンタルヘルス部会の開催、会員等の研究発表、行政講話や講演等

(ウ) 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会

令和5年10月5日（木）・6日（金）広島県立総合体育館 他

(エ) オンデマンド配信

現地開催後約1か月間、本部ホームページ内の専用ページにおいて、総合集会並びに専門部会をオンデマンド配信する。

② 創立60周年記念全国大会（東京大会）以降の準備

開催地支部関係者との打合せや会場設備等の確認などの事前準備を行う。

- | | | |
|---|-------------------|-------|
| ア | 全国大会推進会議（東京大会） | 1回開催 |
| イ | 各専門部会委員会（東京大会） | 各1回開催 |
| ウ | 開催主協力支部打合会（東京大会） | 1回開催 |
| エ | 会場内設備等の確認（東京大会以降） | |

(2)安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進

会員及び建災防が実施すべき安全衛生活動の具体的な取組みに関する情報として、第9次計画、5年度実施事項及び各強調期間実施要領等を取りまとめ、提供するとともに、最新情報については広報誌「建設の安全」等を作成し、情報の共有化を推進する。

- ① 広報企画委員会の開催 委員会開催 4回
広報企画委員会を開催し、「実施事項」や「実施要領」の内容並びに効果的な周知方法等について検討する。
- ② 広報編集委員会の開催 委員会開催 1回
広報編集委員会を開催し、広報誌「建設の安全」の年間の編集方針等について検討する。
- ③ 安全衛生活動に必要なツールの作成と頒布
 - ア 紙媒体による情報提供

(ア) 災防規程		
(イ) 第9次計画		
(ウ) 5年度、6年度実施事項		60,500部
(エ) 広報誌「建設の安全」	各号 64,500部×10回発行	645,000部
(オ) 全国安全週間実施要領		109,000部
(カ) 全国労働衛生週間実施要領		80,000部
(キ) 建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領		80,000部
(ク) 建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領		77,500部
(ケ) 墜落・転落災害撲滅キャンペーンリーフレット		40,000部
		計 1,092,000部
 - イ 電子媒体による情報提供
本部ホームページにおいて、災防規程、第9次計画、5年度実施事項や各強調期間の実施要領等を掲載し、周知を図る。

(3)広報活動の合理化、デジタル化についての検討

近年のデジタル化の進展を踏まえ、効率的な安全衛生管理ノウハウ等の提供・発信方法、各種キャンペーンのPR、最新情報の提供と共有化する方法について検討を行う。

(4)安全祈願祭の実施

全国安全週間の冒頭を飾る行事として、「全国安全週間」期間中（令和5年7月3日（月））に明治神宮において、建災防幹部と会員が参加する安全祈願祭を実施する。

4 安全衛生教育用教材・用品の新規開発等と販売体制の ICT 化の推進

建設業界のニーズや法令改正等の動向を踏まえ迅速に対応し、視覚に訴えた分かりやすい安全衛生教育用テキスト、講師用補助教材及び安全衛生用品の作成を推進する。

また、従前から実施していた SNS を活用した安全衛生情報の発信に加え、令和 5 年度から稼働予定の「図書・用品販売 EC サイト」の導入により、会員や利用者への効率的な安全衛生情報の発信も進める。

(1)法令改正等に対応した安全衛生教育用教材・用品の開発・改訂

- ① 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習用テキストの作成
- ② 工作物石綿含有建材調査者（仮称）テキストの作成準備
- ③ その他法令改正、災防規程の変更、技術開発に対応した教材・用品の開発・改定

(2)安全衛生教育用教材・用品の販売促進

- ① 関係団体会報誌、本部ホームページの広告掲載
- ② 新聞社への情報提供
- ③ リーフレットなどでの情報提供
- ④ SNS 等の WEB を活用した安全衛生教育用教材・用品の販売促進活動

(3)EC サイトの効率的な運用等の検討

- ① プロジェクトチームにおける運用検討
 - ・「図書・用品販売 EC サイト」の運用
 - ・本部、支部における「図書・用品販売 EC サイト」のセキュリティ強化
- ② 非会員を含めた効果的な販売促進
 - ・本部、支部の顧客情報の収集
 - ・顧客情報を活用した効率的な情報発信

5 調査研究（開発）事業

建設産業を取り巻く環境の変化に対応した安全衛生活動を推進し、建設工事従事者が働きがいをもって入職できる安心・安全な就労環境を確保するなど、時代のニーズを捉えた安全衛生活動を推進するために、建設業界及び事業者の自主的な安全衛生活動の基礎及び安全衛生水準の向上に資する調査研究を実施する。

実施に当たっては、行政機関（厚生労働省）の動きや業界ニーズ、建設業における DX の状況等を踏まえ、中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策、墜落・転落防止対策に関する調査研究事業に重点的に取り組む。

また、これまでの調査研究成果である、建設現場におけるメンタルヘルス対策である建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック、新ヒヤリハット報告、及び ICT を活用した労働災害防止対策に関する情報提供（ICT データベース）の普及促進を図る。

(1)安全衛生対策に関する調査研究

- ① 建設業におけるメンタルヘルス対策に関する検討委員会

- ② 木造家屋等建築工事安全対策委員会
- ③ ICT を活用した労働災害防止対策のあり方に関する検討委員会
- ④ 労働災害防止のための ICT 活用データベース申請審査委員会
- ⑤ 保護具等に関する調査研究委員会
- ⑥ 時代の変化を捉まえた様々な労働災害に対応するための調査研究活動

(2)調査研究成果等に基づく安全衛生指導資料の作成

外部研修等における、調査研究成果の普及に利活用可能な安全衛生指導資料を作成する。

- ① 建設業におけるメンタルヘルス対策に関する資料
- ② ICT を活用した労働災害防止対策に関する資料
- ③ その他必要に応じた資料等

6 専門家による技術指導・支援事業

中小建設工事業者等を対象として、専門家による指導・支援を行うため、安全パトロールや安全教育・講話等を実施し、労働災害防止対策を推進する。

(1)安全・衛生管理士による技術指導・支援

中小建設工事業者等を中心とした安全衛生水準の向上を図るため、会員事業場、安全衛生協議会等に対して、安全・衛生管理士により、災防規程を踏まえた現場指導や安全衛生教育・講話の技術指導・支援等を実施する。

安全・衛生管理士による技術指導に当たっては、第9次計画や本年度に変更予定の災防規程、法令等の改正内容など最新情報の提供、助言指導などを行えるよう、活動の活性化を図る。

(2)安全指導者による指導、支援

安全衛生管理活動の専門家として、安全指導者を会員の中から本部が委嘱し、支部や分会に配置して、会員に対する安全パトロールや災防規程の周知徹底を図る。

(3)建設業安全衛生統括指導者等による安全指導者活動への支援

建設業安全衛生統括指導者をブロック中心地支部等に配置し、支部や分会の安全指導者が実施している安全パトロール計画の作成、地域性のある災害等への対策、安全パトロール時の問題点の抽出・検討を行うことにより、安全指導者の活動を支援する。

(4)建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる指導・支援

中小規模事業場の建設工事業者等に対するメンタルヘルス対策を促進するため、建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる教育研修及び指導・支援を実施するとともに、指導・支援に用いるリーフレット等を作成する。

7 中小専門工事業者の安全衛生支援事業

建設業の労働災害の一層の減少を図るためには、元請の統括管理能力の向上に加

え、専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生活動の活性化を図ることが重要である。

このため、専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生水準の向上を目的とし、本部が指定した団体及び支部が地域性を鑑み選定した専門工事業者団体等と協力体制をとりながら、支部に配置する推進員（専門工事業者等の安全衛生活動支援事業推進員）が専門工事業者団体等の現場パトロールや店社等に対する個別指導・技術支援、リモート等を活用した集団指導等を実施し、自主的な安全衛生活動を支援する。

支援に当たっては、支部の実情を踏まえつつ、行政機関（厚生労働省）とも連携を深めながら、円滑な実施に努める。

8 ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業

平成31年3月に稼働したずい道システムについて、令和5年度末の機器更新等のシステム更改を確実に実施する。

また、事業場情報及びずい道等建設労働者の健康診断情報は順調に増加しているが、元請や専門工事業者への継続的なアプローチを進めるとともに、業界紙等に広告を掲載する等周知啓発に積極的に取り組み、さらなる情報等の登録の促進を図る。

9 高度安全機械等導入支援補助金事業

産業現場の車両系建設機械等においては、ICTを活用した高度な安全機能を有する機械等や危険な作業を無人化するシステム・機械等（高度安全機械等）の開発が進められており、これらの活用を推進していくことにより、労働災害の防止を推進していくことが求められている。

しかし、資力の乏しい中小企業事業者においては、これらの導入が困難であるため、建災防では、令和4年度から国（厚生労働省）が創設した「高度安全機械等導入支援補助金事業」を運営している。

令和5年度の事業実施においては、補助金申請期間を大幅に延長するとともに、年度当初から新聞・ラジオ・雑誌等を活用した積極的な広報を図ること、さらに、新たに建設機械展示会への出展等による直接的な申請対象企業へのアプローチを行うこと等により、申請マインドの喚起を行い、より多くの申請を受け付けることができるよう努める。

10 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

近年、日本各地で豪雨、台風等による自然災害が発生し、復旧・復興工事や防災減災工事が進められ、当該工事における安全衛生確保が大きな課題となっている。

このため、全国的に安全衛生専門家による現場指導、安全衛生教育等を実施し、労働災害防止対策の一層の徹底を図る。

11 建設業における化学物質のばく露防止対策事業

令和4年5月、労働安全衛生規則等の一部改正により、化学物質を取り扱う事業者に対して労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とする

措置や、濃度基準値以下とする措置が義務付けられた状況を踏まえ、現場で取り扱われる化学物質のばく露実態に基づく保護具の選定、作業員教育等、現場で活用できる代表的な作業別のマニュアル等を作成するとともに、その普及を図る。

1.2 その他

(1)国際協力

海外の国や地域、JICA（国際協力機構）や中央労働災害防止協会等の団体、並びに会員等からの要請に基づき海外からの視察団、研修員等の受け入れについて便宜を図る。

また、海外の国や地域の政府、安全衛生関係団体等からの要請、更に ISSA（国際社会保障協会 建設部会）からの依頼に応じて国際会議への出席、専門家の派遣、情報の提供等を行う。

(2)安全優良職長厚生労働大臣顕彰者の推薦

厚生労働省からの依頼を受け、各支部並びに関係団体との連携を図り「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の候補者を選考して推薦を行う。

(3)表彰・顕彰

建設業における労働災害防止に著しく貢献した個人、企業、団体を表彰するため、安全衛生表彰委員会を開催し、受賞者の選定を行う。

また、建設工事の安全・衛生に係る発明、研究などにより建設業の労働災害防止に顕著な貢献をした作品を募集した後、顕彰基金運営委員会が応募作品の審査・選考を行う。

なお、表彰・顕彰の受賞者については、第 60 回の全国大会の総合集会において会長が表彰する。

安全衛生表彰委員会	委員会開催	1回
顕彰基金運営委員会	委員会開催	1回

(4)会員加入や安全衛生活動に係る優遇措置等に関する調査等

安全衛生活動に熱心に取り組んでいる建設企業に対し、公共工事の発注者等が実施している評価・優遇措置について実態調査を行うとともに、各支部における会員加入証の発行状況等についてアンケート調査を行う。

また、各支部の会員規程並びに会費規程、会費徴収基準の調査、会員・非会員別の死亡災害発生状況の調査を実施する。

さらにこれらの調査結果を踏まえ、会員サービスの充実を図るための方策についてタスクフォースを結成し、支部と一体となって検討を行う。

(5)安全衛生教育教材等の監修・推薦

「建災防監修・推薦」については、申請がなされた安全衛生教育用教材（ビデオ、テキスト等）を、審査会がその内容について審査を行い、建設現場の安全衛生に貢献すると判断されるものについて「建災防監修・推薦」の名義使用を承認する。

(6)創立 60 周年記念事業の準備

令和 6 年 9 月で建災防は創立 60 周年を迎えることから、創立 60 周年記念事業検討

チーム（仮称）等を設置して準備を行う。

Ⅲ 効率的事業運営体制の整備等

建災防の事業運営を取り巻く環境としては、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株等の変異株の感染拡大が事業運営に大きな影響を与えることは想定していかねばならないが、今後は新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動をより高い次元で両立させるべく事業展開することが求められる。

このため、建災防としても新型コロナウイルス感染症の下で飛躍的に進んだデジタル化の流れに乗り遅れることなく、より一層、効果的、効率的な事業展開を進めるとともに、事業拡大にも積極的に取り組む必要がある。

については、建災防の組織の人的・財政基盤及び情報発信能力の強化を図るとともに、本部と支部との連携強化を図りつつ、本部及び支部業務のデジタル化の推進等効率的な事業運営を推進することにより経費節減を実現する一方、事業拡大にも積極的に取り組み財政基盤の強化に寄与する。

1 体制の整備

- (1) 適正な経理処理と税務申告に向けた業務処理体制の整備等
- (2) 会員及び賛助会員の加入促進
- (3) 会員ニーズの的確な把握及びそれを踏まえた積極的な事業展開
- (4) 本部・支部・分会活動の連携の強化
- (5) 関係行政機関や関係団体等との連携の強化
- (6) 技能講習に関する支部への監査・指導及び支援
- (7) 会員及び報道関係機関等への情報発信の強化
- (8) 建災防セーフティエキスパートの活用及び活動支援
- (9) 正副会長会、常任理事会、理事会及び総代会において決定した事項への迅速な対応
- (10) 各種委員会における検討の迅速化
- (11) 支部に対するガバナンス強化のための監査及び指導の実施

2 事業の効率的運営

建災防の事業運営に当たっては、本部・支部の全職員が経費の節減に取り組むとともに、業務合理化及びデジタル化（ICT化）に積極的に取り組み、効率的な運営に努める。

また、本部においては、デジタル化を積極的に推進するための体制整備を行い、令和3年4月に更新稼働した基幹システムの円滑な運用を進めるとともに、職員は積極的な活用に努める。

3 業務実績評価を踏まえた事業の改善等

参与会による令和4年度の事業実績評価を行うとともに、当該評価結果を踏まえた事業の改善・見直し等を的確に行う。

また、監事監査結果に基づく改善措置の徹底を図る。

4 内部監査

令和元年度に実施された東京国税局の税務調査における指摘事項及び問題点を早急に解決するため、令和2年度から令和4年度の3年間で全ての支部に対して会計監査を実施したところである。

令和5年度からは、これまで実地監査において確認した会計事項について総括を行い、会計経理処理における問題点、改善すべき事項及び令和5年10月に開始されるインボイス制度への対応状況等、各支部及び各分会の会計経理が適正に処理されていることを確認するため、引き続き会計監査を行うこととし、令和5年度においては通信監査及び実地監査を実施する。

なお、実地監査の実施に関しては、インボイス制度への対応状況を勘案した上で、対象とする支部等を判断するものとする。

《参考》

令和6年度 12支部（実施予定）

令和7年度 12支部（実施予定）

令和8年度 12支部（実施予定）

令和9年度 11支部（実施予定） 5年合計 47支部

（令和5年度の実地監査により変更する場合がある。）

5 個人情報保護に関するコンプライアンス等

建災防が保有する個人、企業に係る重要情報について、個人情報の保護に関する法律及びその他の法令を遵守し、管理の徹底を図る。

6 業務のデジタル化（ICT化）の推進及び情報セキュリティ対策の強化

(1) 業務のデジタル化推進に向けた組織体制の整備と本部基幹情報システムの安定的運用等

建災防業務のデジタル化を積極的に推進するため、総合的なデジタル化を企画調整するとともに、令和5年4月に稼働予定の「図書・用品販売ECサイト」や10月に稼働予定している「インボイス制度に対応した建災防共通会計システム」等の構築プロジェクトを積極的に支援し、会員及び支部の利便性・サービスの向上を図る。

また、本部基幹情報システムについては、建災防業務の一層の効率化に向けて安定的に運用する。

(2) 「インボイス制度に対応した建災防共通会計システム」（仮称）の構築

消費税法の改正により、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が導入され、適格請求書発行事業者が交付した請求書、納品書、領収書、レシート等（いわゆる適格請求書）及び帳簿の保存が消費税の仕入税額控除の要件となる。

このため、インボイス制度の施行に合わせて、建災防の本部及び支部において活用できる「インボイス制度に対応した建災防共通会計システム」を構築し、希望する支部に対して導入を進めることにより、建災防のインボイス制度に対応した経理処理を円滑かつ適正に進める。

(3)情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティに関しては、継続的に「建設業労働災害防止協会情報セキュリティポリシー」や「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に十分留意の上、職員向け情報リテラシー教育の強化やシステム監査の実施、情報担当職員を IT 情報セキュリティ関連の勉強会・研修などに参加させることにより、情報セキュリティの確保の徹底を図る。

また、近年のコンピュータウイルスへの感染事例や情報漏洩等の事案に対応するため、迅速かつ的確にセキュリティインシデントへの対応（随時）を進めるとともに、厚労省セキュリティポリシー更新に追随して建災防の情報セキュリティポリシー及び付属文書の更新を行うことにより、情報セキュリティの確保の徹底を図る。

参考 令和5年度 主要行事予定表

	主要行事予定	備考
4月		
5月	STOP!熱中症クールワークキャンペーン (5月1日～9月30日)	
6月	正副会長会・常任理事会・理事会・総代会 (6月7日) 全国安全週間準備期間 (6月1日～30日) STOP!転倒災害プロジェクト (6月1日～30日) 新任事務局長研修 (6月22日～23日)	於：グランドプリンス ホテル高輪
7月	安全祈願祭 (7月3日) 全国安全週間 (7月1日～7日) 参与会	於：明治神宮
8月	「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」(8月1日～9月10日)	
9月	全国労働衛生週間準備期間 (9月1日～30日) 正副会長会・常任理事会 (9月14日)	於：東京プリンスホテル
10月	全国労働衛生週間 (10月1日～7日) 第60回全国建設業労働災害防止大会(10月5日・6日) 上期全国支部事務局長会議 (10月27日)	於：広島県立総合体育館 他
11月		
12月	参与会 建設業年末年始労働災害防止強調期間 (12月1日～1月15日)	
1月		
2月	STOP!転倒災害プロジェクト (2月1日～29日)	
3月	下期全国支部事務局長会議 建設業年度末労働災害防止強調月間 (3月1日～31日) 正副会長会・常任理事会・理事会	

※ 必要に応じ「建設業における労働災害防止の重点対策に関する意見交換会」、「推進特別委員会」等を開催する。

支部事業計画

令和5年度事業計画に基づき、支部と本部が引き続き連携をとりながら事業の推進を図ることとする。

「建築物石綿含有建材調査者講習」を関係行政機関と連携をとりながら開催するとともに、受講ニーズの高い「石綿作業主任者技能講習」を積極的に開催するなど、各種の技能講習、特別教育や安全衛生教育を推進する。

また、受講ニーズを踏まえ、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」の実施体制を整備する。

(1)技能講習等資格制度の広報活動

資格制度及び取得方法についての広報活動

(2)法令・労働災害防止計画・災防規程の周知徹底

- ① 法令周知説明会の開催
- ② 「災防規程」の周知徹底
- ③ 「第9次計画」及び同計画の目標達成のために策定した「5年度実施事項」に基づく労働災害防止対策の周知徹底
- ④ STOP!転倒災害プロジェクトの周知徹底
- ⑤ 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の周知徹底
- ⑥ 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の周知徹底

(3)大会・月間・週間等

- ① 支部労働災害防止大会の開催
- ② 全国安全週間・全国労働衛生週間の行事の実施
- ③ 建設業年末年始労働災害防止強調期間の行事の実施
- ④ 建設業年度末労働災害防止強調月間の行事の実施
- ⑤ 建設業特別安全日の実施の促進

(4)現場指導等

- ① 安全指導者等による安全パトロールの実施
- ② 優良事業場の見学・研究会の開催
- ③ 災害事例の検討・防止対策研究会の開催
- ④ 中小総合工事業者、専門工事業者との連携による労働災害防止対策の普及・定着

(5)コスモスの推進

- ① 「ニューコスモス」「コンパクトコスモス」の周知
- ② コスモス導入企業への支援
- ③ 発注者等への優遇措置導入への働きかけの促進

(6)教育

- ① 作業主任者等技能講習など
ア 足場の組立て等作業主任者

- イ 石綿作業主任者
- ウ 型枠支保工の組立て等作業主任者
- エ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
- オ 鋼橋架設等作業主任者
- カ 高所作業車（10メートル以上）運転業務
- キ コンクリート橋架設等作業主任者
- ク コンクリート造の工作物の解体等の作業主任者
- ケ 小型移動式クレーン（1トン以上5トン未満）運転業務等
- コ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- サ 車両系建設機械（解体用）（3トン以上）運転業務
- シ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（3トン以上）運転業務
- ス 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
- セ ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習
- ソ ずい道等の掘削等作業主任者
- タ ずい道等の覆工作業主任者
- チ 玉掛け（1トン以上）業務
- ツ 不整地運搬車（1トン以上）運転業務
- テ 木造建築物の組立て等作業主任者
- ト 有機溶剤作業主任者
- ナ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
- ニ 建築物石綿含有建材調査者講習 など

② 特別教育等

ア 特別教育

- (ア) アーク溶接等業務
- (イ) 足場の組立て等の業務
- (ウ) 石綿取扱い作業に係る業務
- (エ) 刈払機取扱い業務
- (オ) 小型車両系建設機械（解体用）（3トン未満）運転業務
- (カ) 小型車両系建設機械（締固め用）運転業務
- (キ) 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（3トン未満）運転業務
- (ク) 高所作業車運転業務（10メートル未満）
- (ケ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る業務
- (コ) 自由研削砥石（グラインダ）取替え等の業務
- (サ) 電気取扱作業（低圧）に係る業務
- (シ) フルハーネス型安全帯使用作業
- (ス) 巻上げ機（ウインチ）運転業務
- (セ) ロープ高所作業に係る業務 など

イ 特別教育に準じた教育

- (ア) 振動工具取扱作業従事者教育
- (イ) 丸のこ等取扱い作業従事者教育 など

- ③ 事業者に代わって実施する安全衛生教育等
- ア 足場の組立て等作業主任者能力向上教育
 - イ 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
 - ウ 安全管理者選任時研修
 - エ 建設工事の職場環境改善実施担当者講習
 - オ 建設従事者教育（6時間教育）
 - カ 現場管理者統括管理講習
 - キ 斜面の点検者に対する安全教育
 - ク 車両系建設機械整地等運転業務従事者（再教育）
 - ケ 職長・安全衛生責任者教育
 - コ 職長・安全衛生責任者能力向上教育
 - サ 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
 - シ 施工管理者等のための足場点検実務者研修
 - ス 玉掛け業務従事者（再教育）
 - セ 統括安全衛生責任者教育
 - ソ 熱中症予防作業員教育
 - タ 熱中症予防指導員・管理者研修
 - チ 木造建築物解体工事作業指揮者教育 など